

平成30年6月25日

第36回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第36回指宿市農業委員会会議録

1 平成30年6月25日(月) 午後2時00分～

於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第 6 号 農地利用変更届について

議案第 7 号 農用地あっせん申し出について

議案第 8 号 平成29年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

議案第 9 号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第 10 号 会長の専決事項について

議案第 11 号 指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認について

その他

1 出席委員

1 番 諏訪園 一 行	2 番 今 村 秀 一	3 番 岡 元 和 人
4 番 高 田 チヨ子	5 番 野 元 辰 雄	6 番 南 耕太郎
7 番 上 野 虎 徳	8 番 上西園 隆	9 番 前 川 祐 子
10 番 吉 村 重 則	11 番 石 神 一 男	12 番 松 下 芳 子
13 番 西 村 圭 史	14 番 中 川 久 雄	15 番 下 吉 一 郎
16 番 蓑 田 六 雄	17 番 井 元 伸 明	18 番 欠 員
19 番 山 中 賢 治	20 番 田 中 健 一	21 番 西 森 清 次
22 番 吉 永 鶴 男	23 番 菱 田 康 彦	24 番 下 拂 章 二
25 番 松 木 茂 久	26 番 井 元 清八郎	27 番 徳 留 清 幸
28 番 井 手 三 徳	30 番 坂 元 一 彦	31 番 西 山 昭 二
32 番 前 原 千 城		

1 小委員長

13 番 西 村 圭 史

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

4 番 高 田 チヨ子

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

福 岡 美恵子

前 田 昭 市

小 吉 建 治

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第36回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、4ページをお開きください。 報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについての説明をいたします。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号1の取下げの理由につきましては、本件は平成30年4月26日に成年後見人が売渡希望で申出された農地ですが、27番委員の調査で現地確認不能であったことから、農地移動適正化あっせん事業の基準であります。農業経営の規模拡大等を図るために有効かつ適当ではない農地と判断し、成年後見人へこのことを説明し、今回納得のうえ取下げとなったものです。 番号2の取下げの理由につきましては、申請人が平成30年5月19日に死亡したためでございます。 なお、この農地につきましては、現在買受希望農家がいるため、相続人の方へ相続登記等を速やかに済ませたうえで、再度あっせん申出をしていただくように説明してあります。 番号3の取下げ理由につきましては、売渡希望の農地ですが、買受希望

議長

者が見つからず関連議案第1号19番と20番に記載のとおり賃貸借権で成立したためです。

事務局

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の5ページをご覧ください。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、第1号議案12件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号12につきましては、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

議長

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番について、ご審議願

います。これにつきましては、会議規則第25条の規定により、21番委員の退席を求めます。

(21番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(21番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から12番について、ご審議願

います。ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の2番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番から12番については

事務局

原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の8ページから14ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち利用権設定分は、1議案30件です。

内訳は、新規の利用権設定が26件、再設定が4件、合計面積は38筆37,573㎡になっています。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、28番委員の退席を求めます。

(28番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(28番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、新規就農者ということで、担当地区の委員及び事務局が営農状況等の調査を行っていますので、事務局の報告を求めます。

事務局

番号2番から番号5番につきまして、6月20日に、私と会長と4番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

オクラ20a、スナック20a、ソラマメ10aを栽培し、目標年間販売

	高は約300万円を目指しております。 申請人は、以前から農作業に従事していましたので、栽培技術や農機具の操作等も問題ありません。また、経営状態は安定しているとのことでした。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま事務局の、報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
8番委員	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から10番についても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。 番号6番から番号10番につきまして、6月13日に、私と4番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 オクラ25a、スナック25a、ソラマメ10aを栽培し、目標年間販売高は約400万円を目指しております。 元々会社員であった申請人は、今年1月に退職し、夫婦で本格的に農業を始めました。 先に、妻が農業を営んでいたことから、栽培技術や農機具の操作等も問題なく、今後は申請人が主体となり営農していくとのことでした。 なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の、報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から10番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
20番委員	議案書の年齢と審議資料の年齢が違いますが、どちらが正しいですか。

事務局	後で確認をして、正しい年齢をお伝えいたします。以後、間違いのないように気をつけます。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の6番から10番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から10番については原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から30番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
26番委員	24番ですが、住所が同じ番地なので親子であると思います。普通なら使用貸借権になると思いますが、賃借権の設定になっているのは、何か理由があったのでしょうか。
28番委員	同じ番地ではありますが、別世帯になっています。就農給付金の関係で親子であるが別世帯になっています。
26番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の11番から30番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から30番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
13番委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、6月11日の転用調査時に、私と、26番、30番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から6番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から3番は売買、4番から6番は贈与による申請でございます。 4番は親族への贈与、5番は知人への贈与、6番は子への贈与です。

なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから24ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外）申出の意見決定についてのうち、用途区分変更申出分を議題といたします。

これにつきましては、本日、全員調査を行っておりますので、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、番号1番について説明をいたします。

資料の25ページをお開きください。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、豚舎や堆肥舎等の建築です。

現地調査の際にもご説明しましたとおり、申請地は、農用地域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

申請地は、 から北へ730m行った農地で、東は原野及び山林、西は里道、南は市道及び畑、北は里道及び雑種地に接しています。

申請人は、市内で養豚業を行う法人ですが、事業の規模拡大を図るため今回、国の補助事業を活用し、法人の役員が所有する申請地を賃貸借して豚舎や堆肥舎等を建築する計画です。

土地の形状については、段差をなくして整地を行い、雨水は、施設内に雨水枥を設け、既設の側溝に排水する予定です。

汚水処理については、既存施設内にある汚水処理施設を増設して対処する予定であります。

また、申請地は既存施設に隣接しており、建物の建築についても、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものであり、一般基準上の問題も特にないと思われます。

なお、本委員会で承認後、農政課にて用途区分変更が許可された場合は農地法第5条の転用許可申請を行うこととなりますが、本日全員調査も既に行っていることから、再度全員調査を行うことなく、小委員会による調査及び報告にて審議できるよう、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

議長 現地における全員調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外）申出の意見決定についてのうち、除外申出分を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

13番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、一般住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ480m行った農用地区域内農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長

事業計画者は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち除外申出分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち除外申出分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち除外申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

13番委員

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ200m行った農地で、東は市道、西は宅地、南は畑、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
13番委員	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。 資料の28ページをお開きください。 申請地は、[]から北東へ430m行った農地で、東は畑、西は市道、南と北は宅地に接しています。 農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。 申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。 土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 次に番号2番ですが、転用目的は、現場事務所及び駐車場です。 資料の29ページをお開きください。 申請地は、[]から南へ230m行った農地で、東と西は畑、南は山林、北は宅地及び市道に接しています。 農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、太陽光発電施設の建設業務を行う法人で、[]に建設予定の太陽光発電施設の工事開始に伴い、今回現場に近い申請地を賃借し現場事務所の設置と駐車場を整備する計画であります。

なお、賃借期間は2年の一時転用であることから、工事完了後は遅滞なく農地に復元するとのことです。

土地の形状については現状で、周囲にフェンスを設置する予定です。現場事務所についても、プレハブの簡易なものであることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ370m行った農地で、東と南は公衆用道路、西と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ145m行った農地で、東は田、西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、市内で建築業を営む法人の代表で、既存の資材置場が手狭になったことから、今回会社に近い申請地を取得し、会社への貸資材置場を整備して拡張する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ85m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いた

します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ100m行った農地で、東と南は畑、西は公衆用道路、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

なお、隣接する原野と一体利用し、総面積は約230㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、共同住宅です。

農地区分・許可事項については、公的機関から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ260m行った農地で、東は田、西は里道、南は宅地、北は水路に接しています。

申請人は、市内でアパート経営を行っており、今回既存の共同住宅に隣接する申請地を取得し、新たに共同住宅を建築する計画です。

土地の形状については0.3mから1mほど盛土し、境界にはブロックを積む予定です。周辺の田は、葦が生い茂って耕作されていないことから営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料はそのまま34ページになります。

申請地は、[]から北西へ145m行った農地で、東は畑、西と北は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定め

られている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は夫婦で、現在借家住まいであることから、今回申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ180m行った農地で、東は畑及び水路、西は里道、南は畑、北は畑及び里道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

申請人は、県内を中心に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を取得し、太陽光発電施設を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さも、最高で約1.7mであり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ235m行った農地で、東は雑種地、西は農道、南は市道、北は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設が隣接していることから、不許可の例外である既存施設の拡張に該当いたします。

なお、新たに拡張する面積については、許可要件である既存施設面積の2分の1の範囲内です。

申請人は、養豚業を営む法人ですが、市内の豚舎跡地を活用し太陽光発電施設を所有しております。今回は、その既存施設に隣接し、代表が所有する申請地を賃貸借して、施設の拡張を図る計画です。

土地の形状については、整地後に砂利敷きを行い、周囲にフェンスを設置する予定です。

設置するパネルの高さは最高で約1.4mありますが、申請地は周辺

	農地より低い土地であることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特にないと思われます。
	次に番号11番ですが、転用目的は、一般住宅です。
	資料の26ページをお開きください。
	申請地は、 から東へ470m行った農地で、東と南は畑、西は農道、北は宅地に接しています。
	農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、周囲に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。
	申請人は、現在 に居住しておりますが、親との同居を目的に帰郷を予定しており、今回父の所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第5号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
10番委員	2番ですが、ここの道路はかなり狭くなっていると思いますが、大型車の出入りは大丈夫ですか。
事務局	地図で見たら狭くなっているように感じますが、普通車は問題なく通ることができます。実際、申請地は現場事務所と駐車場となり、大きな資材等を置くとはいっていないので、大丈夫かと思います。大型車が通ることとは想定されていないです。
6番委員	裏側の道路は広くて、反対側から回れば大型車も入ることができます。
10番委員	反対側から道路がついていますか。
6番委員	畑かんの水路の道路があります。
10番委員	分かりました。
議長	ほかにごございませんか。
20番委員	同じく2番ですが、ブロック積みとフェンスの設置をする作業時に、どの位の高低差が分かりませんが、隣接の畑に影響はないですか。
6番委員	隣は、現在 がキャベツを植えています。その隣は、家庭菜園を作っています。影響はほとんどないと思われます。

議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号 農地利用変更届についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。
13番委員	議案第6号 農地利用変更届について、これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の37ページをお開きください。 申請地は、 XXXXXXXXXX から北西へ約1.4キロ行った農地で、南は里道それ以外は山林に接しています。 本案件は、竹木が生い茂っている申請地を伐採し、農地として利用するための工事に伴うもので、もともと道路より高い土地を5mほど削土し、周辺との高低差を解消しようとするものです。 なお、調査の際には、申請地に隣接する里道の整備とあわせて、周囲への影響がないよう十分に配慮し、工事を行うよう指導しました。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はありませんか。
議長	
28番委員	この面積でこの高さなので、土量にしたらかなりのものと思われませんがこの土をどこに持って行かれるのですか。
事務局	申請人の知り合いの建設会社が所有する土地に移動するとのことでした。
28番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。
16番委員	耕作放棄地解消のためとありますが、これは市の補助事業の対象になっているのか、それとも自己資金でされているのかをお聞きします。
事務局	自己資金になります。
16番委員	分かりました。
議長	ほかにございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第7号 農用地あっせん申し出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 それでは、24ページをお開きください。 議案第7号 農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出15件、貸付申出1件の合計16件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 見取り図・地籍図につきましては、審議資料の38ページと39ページとなります。 番号2から番号16につきましては、お目通しください。 また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の40ページから67ページとなりますので、ご参照ください。 続きまして、議案第7号 農用地あっせん申し出の、買受希望をご説明いたします。 それでは、28ページをお開きください。 今月は、買受申出3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） なお、この買受申出の背景には、ここ数年の天候被害、損害による農業経営の影響が甚大であるため、農地を集積し施設栽培と体験型施設を組合せた経営転換等によりまして、天候によるリスクの軽減と経営の安定化を図ることを目的とした申出でございます。 番号2と番号3につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	
委員 議長	「なし」の声あり。 このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いいたします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。記載方をよろしく お願いいたします。 24ページ（売渡）

	番号 1は 8番委員と 9番委員。 番号 2は 1番委員と 4番委員。 番号 3は 1番委員と 4番委員。 番号 4は 8番委員と 32番委員。 25ページ (売渡) 番号 5は 32番委員と 14番委員。 番号 6は 4番委員と 8番委員。 番号 7は 1番委員と 4番委員。 26ページ (売渡) 番号 8は 1番委員と 19番委員。 番号 9は 4番委員と 27番委員。 番号10は 21番委員と 14番委員。 番号11は 21番委員と 14番委員。 番号12は 5番委員と 17番委員。 27ページ (売渡, 貸付) 番号13は 25番委員と 10番委員。 番号14は 12番委員と 23番委員。 番号15は 30番委員と 24番委員。 番号16は 8番委員と 9番委員。 28ページ (買受) 番号1については、担当委員を決めずに、指宿、山川地域の全農業委員 にお願いします。条件に合う畑が見つかったときには、事務局にご連絡く ださい。
12番委員 事務局	今の番号1についてですが、ハウスの横に建物を建てられますか。 計画を見せていただきましたが、選果場なども一体的に建てる計画のよ うに感じました。 番号 2は 12番委員と 6番委員。 番号 3は 28番委員と 13番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いします。
32番委員 事務局	あっせんの事です、7月に農業委員が入替えになりますが、引き継ぎ 等は、どのようになりますか。 後ほど、その他でご説明しようと考えておりました。今回、新たに担当 委員として皆様に沢山お願いをしました。しかし、来月の7月で農業委員 を辞められる方、新たに農業委員になられる方、いろいろなパターンがご ざいます。 打ち切りになっていないあっせん申出の過去の2年間分を、現在の農業 委員の皆様から情報収集をしまして、まだ、残っている案件に関しては、

	事務局で整理してから、新しい農地利用最適化推進委員の方々に、地区割りによってお願いすることになります。
3 2 番委員	買受希望番号 1 の情報提供ですが、■■■■の■■■■の広大な農地と■■■■の■■■■周辺にも広大な農地があります。以前、お聞きしたところ、賃借ではなく売りたいとのことでしたので、その辺も調査してみたらと思います。
事務局	■■■■の■■■■の周辺は、申出人が■■■■の出身なので事前に調査はされているようです。■■■■の■■■■の農地は、長島植物園が所有されている全農地を買取る方でないと売らないとの事で、そうすると売買価格は相当高額になるようです。そのような情報から申出人は農地購入は困難と判断したようです。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。
	それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第 7 号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 8 号 平成 2 9 年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第 8 号 平成 2 9 年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてをご説明いたします。
	議案書の 2 9 ページから 3 6 ページになります。
	本案件は、国土調査法に基づく地籍調査の平成 2 9 年度分が完成したことに伴い、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼があったものです。
	地籍調査の地目について、原則的に土地の現況及び主たる目的により、地目を設定することとなっており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。
	しかし、登記簿上の地目を、農地から農地以外へ、農地以外から農地へ設定するなど、農地に係る地目変更は、農業委員会への確認が必要とされております。
	なお、今回の主な調査区域については、■■■■から■■■■までの周辺区域になります。
	調査結果の内訳は、1 7 6 筆で登記面積が約 4 h a であります。
	そのうち、田、畑から宅地へ変わるものが 4 6 筆、それ以外に変わるものが 1 3 0 筆となっております。
	また、畑の 3 筆は、現況が市道等の一部となっていることから、現地確認不能となっております。

議長

詳細については、議案書の31ページから36ページの一覧をご参照ください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいまの事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第9号 荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

それでは、37ページをお開きください。

議案第9号 荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から番号9につきましては、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によって、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため、先月現況確認の再調査を行いました。

その結果、37ページに記載のとおり、9筆・6,229㎡は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、9筆・6,229㎡につきましては、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地基本台帳登載申請等により改めて農地基本台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明のとおりです。

それでは、議案第9号について、ご審議願います。

ご質疑，ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 9 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第10号 会長の専決事項についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第10号 「会長の専決事項について」をご説明いたします。

別冊資料の1ページから資料をつけております。

会長の専決事項については、指宿市農業委員会規程第8条において、「委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定した事項については会長において専決することができる」と規定されております。

今回、会長専決の承認を求める事項の経緯は、平成26年度に[]で太陽光発電施設設置のため5条許可を行った件について、昨年7月に譲受人から事業計画変更申請があり、それを承認し昨年8月末には事業は既に完了しておりますが、このことについて、当初申請の譲渡人より計画変更承認の取消しを求める審査請求が昨年8月に提出されております。

内容につきまして、ご説明いたします。

(議案内容説明)

今回、会長の専決事項に指定して頂きたい事項は、本審査請求について関係書類等、また口頭意見陳述を行った場合はその結果を含めて最終的な裁定を行うことです。

議長

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第１０号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長

休憩をお願いします。

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

ほかにございますか。

委員長

「なし」の声あり。

議案第10号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第11号 指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認についてを、議題といたします。

これにつきましては、指宿市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催していますので、同委員会委員の報告を求めます。

2番委員

議案第11号 指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認についてを、ご説明いたします。

別冊資料の13ページから「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程」を掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されており、「指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」で定数を19名と定めております。

農地利用最適化推進委員については、3月15日から5月24日まで募集を行った結果、定数19名に対し20名の推薦及び応募がありました。

6月18日には会長と私と各部会長、副部長、及び事務局長による農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された推薦書及び応募届出書を基に、評価を行いました。

評価内容としましては、認定農業者の有無、年齢要件、担当地区割りのバランス等のほか、推進員活動への熱意や農業に対する知識、見識などの評価を行いました。

評価の結果、指宿地区7名、山川地区7名、開聞地区5名の計19名を農地利用最適化推進委員の候補者として評価しましたので、本委員会に報告し、承認をお願いするものです。

なお、委嘱の決定については新体制後の第1回農業委員会において行うこととしており、決定後は8月3日に委嘱状の交付を行う予定としております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの評価委員会委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第11号について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、9番委員、14番委員、22番委員、31番委員の退席を求めます。

(9番、14番、22番、31番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第11号については、原案のとおり承認することに、ご異議ござい

	ませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第11号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (9番, 14番, 22番, 31番委員の復席確認) 本日の議題は、これで全て終了いたしました。 ほかにございませんか。
委員 議長	
5番委員	議案第1号の25番ですが、賃借権が■■■■■となっておりますが、■■■■■ではないですか。
事務局	その通りです。議案の修正をお願いいたします。
31番委員	議案第1号の新規就農者の年齢が、議案書と審議資料とで違いがありましたが、計画書の年齢の所を、生年月日にしたら防げるのではないかと思います。
事務局	今のご意見も含めまして、今後間違いのないように、事務局で検討させていただきます。
議長	ほかにございませんか。
事務局	先ほどの、議案第1号の利用権設定の6番の件ですが、生年月日が6月6日で、申請書を出された時は39歳で議案書を作成する時は40歳になっていたということで、ご理解をお願いいたします。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになれば、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	その他(議案40ページを参照して説明) 1. 一時使用届出について 2. 6月の行事報告 3. 7月の行事予定等 4. その他
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これもちまして、第36回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 (閉会 午後4時45分)

指宿市農業委員会会長 諏訪園 一行

議事録署名委員 10 番委員

議事録署名委員 15 番委員